

社団法人 日本経営士会 千葉県会 会報

# EMC 千葉

Ever  
Management  
Consultant  
Chiba

発行 (社)日本経営士会 千葉県会 <http://keieishi-chiba.org/>

県会長 原 弘行 〒289-1115 八街市八街ほ234-1  
TEL 043-444-0622 FAX 043-444-6674

編集 事務局 副会長 若月英司 (会報担当) 鈴木伸一

平成18年3月29日発行

第72号

例年になく厳しい冬も過ぎ一雨ごとに暖かく、今年も桜の花もほころぶ季節となりました。今年も厳冬、春嵐など自然の荒々しさが目立ったように思います。気温の変化が激しい折、皆様も健康にお気をつけください。さて新年度を向かえ第51回の定時総会が開催されます。今年も役員改選の年です。皆様にも是非のご参加をお待ちしております。

## 千葉県会第51回定時総会開催のお知らせ

千葉県会定時総会を下記の要領で執り行います。会員諸氏にはぜひご出席願います。

日 時 平成18年5月27日(土)

総 会 : 14:00 ~ 15:00

講演会 : 15:10 ~ 16:40 講師は調整中

懇親会 : 16:50 ~ 18:50 (参加費 5,000円)

場 所 プラザ菜の花

電話 : 043-222-8271

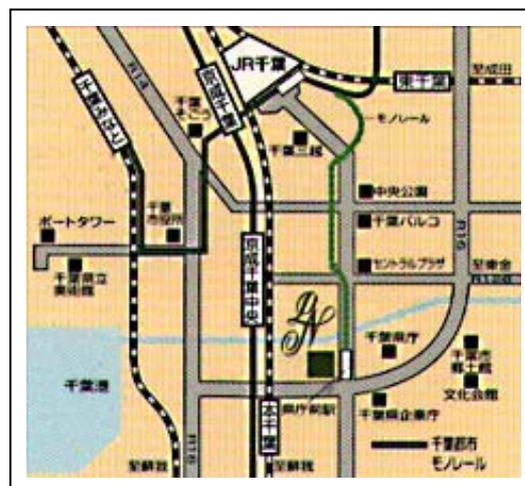
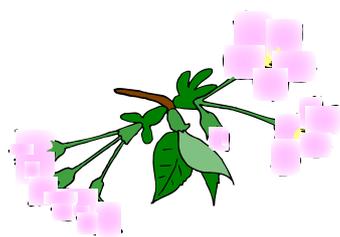
JR 千葉駅より千葉県庁経由バスで約10分、「千葉県庁前」で下車徒歩1分。

JR 本千葉駅より徒歩約3分。

千葉都市モノレールで「県庁前駅」下車すぐ。

本部「県会規則モデル」準拠へ合わせ会員規則の変更が予定されています。次ページ以降に掲載いたします。

詳細は後日郵送にて連絡いたします。



第51回定時総会において、千葉県会規則の改正案についてご審議いただく予定です。現規則と改正案の対比表を以下に示しますが、改正のポイントは次の通りです。

本部、平成10年3月26日作成の「県会規則モデル」に90%従いました。

「千葉県会の事業」に介護関係の評価項目を追加しました。」

### 社団法人日本経営士会千葉県会規則改正（案）

現 行	改 正（案）
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 本会は、社団法人日本経営士会千葉県会と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 本会の主たる事務所を会長宅に置く。</p> <p>（目的） 第3条 本会は本部・支部の基本方針に基づき経営問題に関する事項について実務的研究を行い、その研究成果の発表、診断指導の開発、関係団体との交流及び情報交換連絡提供を通して会員相互協力と資質の向上を促進し、地域社会における経営士の地位向上を図ると共に、企業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。 （1）経営問題に関する国内及び諸外国における調査・研究。 （2）専門分野に関する研究事項の発表・討議・検討。 （3）経営診断指導技法の開発。 （4）経営問題に関する支部及び他会との分担実施・交流及び情報交換並びに連絡提携・相互親睦・広報活動の実施。 （5）会員の資質向上を図るため各種研修会の開催。 （6）全各号のほか、会の目的の必要な事業。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>（構成） 第5条 本会の会員は、原則として千葉県内に居住する正会員及び準会員を以って構成する。ただし、会員の希望により千葉県内に勤務するものでも差し支えないものとする。</p> <p>（退会）</p>	<p>（名称） 第1条 当会は、社団法人日本経営士会千葉県会と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 当会の主たる事務所を会長宅に置く。</p> <p>（目的） 第3条 当会は、本部・支部の基本方針に則りその目的達成に協力するとともに、会員の相互研修と業務の協力を通じ地域内企業・団体等の発展に寄与し、併せて経営士の社会的地位向上を図ることを目的とする。</p> <p>（構成） 第4条 当会の会員は、千葉県内に登録した社団法人日本経営士会の会員をもって構成する。</p> <p>（事業） 第5条 当会は、つぎの事業及び業務を行う。 （1）支部業務の分担実施 （2）会員の相互研修、連絡・情報交換 （3）会員の業務に関する広報及び支援 （4）経営管理に関する人材の育成 （5）地域活性化に協力する研究会の開催 （6）経営士試験の協力 （7）地域関係機関・団体等との連携 （8）知名度向上に関する諸活動 （9）介護保険法に基づく介護サービス情報の公表並びに第三者評価の調査等 （10）その他、本会の目的達成に必要と認められる事業</p>

<p>第6条 会員が退会するときは、必ず本会あてに書面をもってその旨を届出なければならない。</p> <p>2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員構成)</p> <p>第7条 本会に次ぎの役員を置く。 ただし、役員は15名以上30名以内とする。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以上 (3) 総務委員 3名以上 (4) 研修委員 5名以上 (5) 会計委員 2名以上 (6) 監事 2名</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第8条 役員は総会において会員の中から選任する。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第9条 役員は次ぎの仕事を負う。</p> <p>(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。副会長は各担当職を分担する。 (3) 総務委員は会長の指示に従い会務の事務局、本部・支部へ行事報告、千葉県会報を発行する。 (4) 研修事業委員は各研究会の企画、立案及び会員への連絡を執行する。 (5) 会計委員は県会交付金の運営管理、収支決算及び予算案を立案する。 (6) 監事は民法第59条に定める職務を行う。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第10条 役員の仕事は本部・支部役員に準じ重任を妨げない。</p> <p>2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ補選する。その仕事は前任者の残任期間とする。</p> <p>(参加)</p> <p>第11条 本会に参加を置くことができる。</p> <p>2 参加は本会の発展に功労があった者を役員会において推薦し、総会において決定する。</p> <p style="text-align: center;">第4章</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第12条 本会に次の会議を置く。</p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 当会に、つぎの役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 運営委員 若干名 (会長、副会長含む) (4) 監査委員 2名</p> <p>(役員の仕事と任期)</p> <p>第7条 運営委員は、総会において会員の推薦により選任する。</p> <p>2 会長及び監査委員は運営委員の互選により選任し、副会長は会長の指名による。 3 役員の仕事は、支部役員の仕事に準ずる。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第8条 運営委員は、運営委員会を構成し、業務の執行を決定しその処理に当たる。</p> <p>2 会長は、会の業務を統括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。 4 監査委員は、会計及び業務を監査し、それを総会に報告する。</p> <p>(顧問)</p> <p>第9条 本会に顧問をおくことができる。</p> <p>2 顧問は本会の発展に功労があった者を役員会において推薦し、総会において決定する。</p> <p>(会議)</p> <p>第10条 会議は次のとおりとし、会長が召集してその議長となる</p> <p>(1) 総会 総会は、当会に所属する正会員をもって構成する。</p>
--	---

<p>( 1 ) 総会 ( 2 ) 役員会 ( 会議の構成 ) 第 13 条 総会は本会の最高決議機関で、会員の 2 分の 1 以上をもって構成する。 2 役員会は本会の執行機関で、役員をもって構成する。 ( 会議の付議事項 ) 第 14 条 総会は会則に規定するもののほか、次の事項を付議する。 ( 1 ) 会則の変更、改訂に関する事項。 ( 2 ) 事業報告及び収支決算に関する事項。 ( 3 ) 事業計画及び収支予算に関する事項。 ( 4 ) 役員を選任に関する事項。 ( 5 ) その他本会運営に関する事項。 2 役員会は会則に規定するもののほか、次の事項を付議する。 ( 1 ) 総会に付議すべき事項。 ( 2 ) 総会の決議により委任された事項。 ( 3 ) 会務執行に必要な規定の改廃に関する事項。 ( 4 ) 参与に関する事項。 ( 5 ) その他会務執行に関する事項。 ( 会議の開催 ) 第 15 条 定期通常総会は毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。 2 臨時総会は次ぎの各号いずれかに該当するときに開催する。 ( 1 ) 役員会が必要と認めたとき。 ( 2 ) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。 3 役員会は原則として 3 ヶ月に 1 回開催する。 ( 1 ) その他会長が必要と認めたとき。 ( 会議の議長 ) 第 16 条 総会の議長はその総会において出席の会員の中から選出する。 2 役員会の議長は会長がこれにあたる。 ( 会議の決議 ) 第 17 条 会議の決議は出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 2 会議を構成する表決権はそれぞれ 1 票とする。 3 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、予め通知された事項について必ず書面をもって表決し、委任しなければならない。 4 委任状提出者はこれを出席したものとみなす。</p>	<p>通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後支部総会前に開催する。 臨時総会は、運営委員会及び会員の 5 分の 1 以上の連署若しくは監査委員全員から、会議の目的たる事項を提示して請求があったときに開催する。 (2) 運営委員会 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成し、原則として年 6 回以上開催する。 2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。 3 議事が緊急を要する場合には、総会を除き前各項に準じて持ち回りの方法で議決することができる。 ( 会議の権能 ) 第 11 条 総会には、この規則に定めるもののほか、次ぎの事項を議決する。 (1) 業報告及び決算 (2) 事業計画及び予算 (3) 規則の改正、その他会運営に関する重要事項 2 運営委員会は、前項に定める事項の執行に関するもののほか、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項について議決する。  ( 事業報告及び事業計画 ) 第 12 条 会長は、定時総会終了後遅滞なく、事業報告書及び収支決算書並びに次年度の事業計画書及び収支予算書を支部長に提出しなければならない</p>
--	--

<p>(事業報告及び事業計画)</p> <p>第 18 条 会長は定時総会終了後遅滞なく事業報告、収支計画書並びに次年度の事業計画、収支予算書を支部長に提出し、支部幹事会の承認を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第 19 条 本会の資産は次ぎの各号をもって構成する。</p> <p>( 1 ) 支部よりの交付金 ( 2 ) 寄付金品 ( 3 ) その他の収入</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第 20 条 本会運営上の経費は資産の中より支弁する。</p> <p>2 会員の経費を要する会費については、前以て通知しその費用の一部又は全部を負担することがある。</p> <p>(予算及び決算)</p> <p>第 21 条 本会の収支決算は会計年度終了後 3 ヶ月以内に貸借対照表と共に監事の監査を終えて、総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 年度開始前の予算が議決されないときは、前年度の予算に基づいて執行することが出来る。</p> <p>(事業の会計年度)</p> <p>第 22 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第 23 条 本会に定めない事項は社団法人日本経営士会の運用諸規定及び支部規則の定めを準用する。</p> <p>付 則      本会則は昭和 61 年 11 月 15 日実施      昭和 62 年 5 月 23 日改訂      昭和 63 年 6 月 24 日改訂      平成 4 年 5 月 23 日改訂</p>	<p>い。</p> <p>2 規則の改正は、支部幹事会の承認をえなければならない。</p> <p>(経費)</p> <p>第 13 条 当会の経費は、支部よりの交付金(県会事業費等)、その他の収入により支弁する。</p> <p>2 支部の交付金は、原則として本部の支部事業費(支部交付金)の基準に準ずる。</p> <p>3 会員が、特別に経費を要する会合に出席した場合、その費用の一部又は全部を負担させることができる。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 14 条 当会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(準用)</p> <p>第 15 条 この規則に定めない事項は、北関東支部規約及び関連規程を準用する。</p> <p>(改廃)</p> <p>第 16 条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。</p> <p>付 則      昭和 61 年 11 月 15 日実施      平成 18 年 5 月 27 日改訂</p>
--	--

## 会議・研究会開催報告

### 三会合同研究会

平成 17 年 12 月 11 日(土) 15:00～18:40

場 所 ば・る・るプラザちば

テーマ 「物造り、奇跡の再生（ゴーン改革の危機から蘇った下請企業）」

講 師 中村敏明 会員

参加者 社団法人中小企業診断協会千葉支部：7名

社団法人千葉県能率協会：5名

社団法人日本経営士会千葉県会：17名

社団法人行政書士会千葉県会（特別参加）：1名

恒例の三会合同研修会は、(社)中小企業診断協会千葉支部、(社)千葉県能率協会、(社)日本経営士会千葉県会の3団体および特別参加として、社団法人行政書士会千葉県会が千葉商工会議所会議室において一堂に会し行われました。

#### 1. 自動車業界の概要

日米欧の精算台数と中国との比較。今後は中国の展開が鍵に。

#### 2. ゴーン社長の改革に学ぶ

1年前倒してNRP（日産リバイバルプラン）完了。日産180へ。

誰にも勝るリーダーシップ。コミュニケーション上手。

#### 3. 同期生産システムの導入と展開

同期生産システム領域。デイリーの確定受注情報に基づく生産。

#### 4. 改革の断行

大手メーカーの生き残り作戦。部品メーカーの存続。如何なる決断をしたか。

意識改革。10万人の従業員の意識を変えた。

#### 5. ある部品企業の改革

フローの改善（物・金・業務・情報）

目標とする利益、競争力の確保。

## 月例研修会

### 1 2 月度月例研修会

平成17年12月17日(土) 14:00~16:30

(株)パソナ千葉支社会議室

テーマ：性格診断

講師：原 弘行 会員

参加者：伊澤武、池木尊志、石渡善紹、宇賀田登茂夫、榎本均、榎田國男、金子昭、河井成夫、北賢治、佐藤昭保、佐藤光生、鈴木伸一、染谷文夫、鶴岡義明、中嶋清介、中村敏明、西村豊、藤江隆平、前島英太郎、松永清美、林久雄、吉谷健二、若月英司

#### 性格とは

- ・必然と偶然  同じ両親から生まれても性格が違う  必然・偶然(説明不可能)
- ・原因と結果  十人十色  発信  現実  受止
- ・三つの「ち」  血：血統  地：環境  知：知識、情報

#### 自己診断

- ・Aタイプ  聞く行、同伴の行、陰徳の行、思遣の行、譲与の行
- ・Bタイプ  和願愛語の行、内省の行、献身の行、調御の行、心を開く行
- ・Cタイプ  持続の行、止悪の行、兆戦の行、喚起の行、貢献の行
- ・Dタイプ  率直に語る行、回帰の行、持続の行、刻印の行、収斂の行

Aタイプ=プラス志向  Dタイプ=マイナス志向

A~Dは環境によって変化する

自己診断チャートの実施(各人)

血液型による人物判定について(A型、B型、O型、AB型)

企業内での人事情報として活用することについては、反対意見もあり

### 1 月度月例研修会

平成18年1月28日(土) 14:00~16:30

船橋市中央公民館

テーマ：ワークキャリアからライフキャリアへ！ ~キャリア形成と進化への挑戦~

講師：大河内 國治 会員

参加者：伊澤武、石塚康生、宇賀田登茂夫、遠藤英雄、大塚亜紀雄、河井成夫、金子昌夫、小島和久、佐藤昭保、佐藤光生、鈴木建郎、染谷文夫、鶴岡義明、中村敏明、西村豊、原弘行、前島英太郎、松永清美、林久雄、横山貞夫、若月英司

#### キーワード

人口減少社会  景気の先行き  格差拡大社会  団塊世代  自己実現  生涯現役

1. 自己の「ライフキャリア」を考える

(1) 高まるキャリアカウンセリングのニーズ

・社会的ニーズ  ・企業のニーズ  ・個人的ニーズ

(2) 「キャリア(career)」とは何か

2. 正しい「自己理解」への取り組み方

- (1) 自己の「価値観」(value)を再確認する ~何が重要か~  
 (2) 自己のもてる「能力」(can)を明確にする ~何が出来るか~  
 (3) 自己の真に「興味」(want)あることを確認する ~何がしたいか~

### 3. ライフキャリアプランづくり

(7つの大切な視点) 仕事 経済 家庭 健康 趣味 地域 学習

自己のこれからのライフキャリアへの取り組みにおいて、出来るだけ具体的な計画を立てることが非常に重要になる。

全国の55歳以上60歳未満の会社員・公務員対象の「団塊世代のセカンドライフに関するアンケート調査」の結果、78.2%が「仕事を続けたい」と答える。うち、約15%は、「起業」を志向。(野村総合研究所の調査より)

## 2 月度月例研修会

平成18年2月12日(日) 14:00~16:30

船橋市中央公民館

テーマ：中小食品メーカーの経営戦略と展望に関する調査研究

講師：小塚 彦明 会員

参加者：河井成夫、北賢治、小島和久、佐藤昭保、佐藤光生、鈴木伸一、鶴岡義明、西村豊、原弘行、林久雄、若月英司

**調査目的：中小食品メーカーの経営戦略、事業内容の調査分析による、経営課題と今後の展望を探求。**

**調査対象：中小食品メーカー、販売先たる小売業**

**調査方法：アンケート調査(メーカー・製造・卸1,621社、スーパー・百貨店1,280社)**

~「元気な経営」を実現している企業の分布~

売上規模20億円規模、資本金5千万円超企業、従業員101人以上の企業の増収・増益企業比率大。

- 1) 業務マニュアルが整備され、社員が共有している。
- 2) ISO、HACCP、JAS等、各種認証の取得に積極的なところが多い。

消費者の最近の関心事は「原料が国産かどうかに関する事」「原材料の安全性」等である。

~これからの中小食品メーカーに求められるもの~

- 1) 原材料へのこだわり
  - ・ 原材料の選別・品質管理に相当程度のエネルギーを注力。(製品の安全性、製品の差別化)
- 2) 新分野への進出に挑戦する「革新性」
  - ・ 従来からの製品や製法「だけ」にとどまらず、新たな製品、製法、事業分野に進出してきた先が「**元気な経営**」を実現している。
- 3) 流通サイドのPB戦略、共同開発ニーズへの対応が可能なこと
  - ・ 「一定レベルの生産規模」「独自の技術革新」「効果的な販促活動」「クレーム対応等の内部管理体制」を備えている中小メーカーは「**元気な経営**」を実現している。
  - ・ 小売業はNB商品だけでは差別化が図れなくなっている。(中小メーカーにとってはビジネスチャンスとなる)

## 3 月度月例研修会

平成18年3月11日(土) 14:00~16:30

船橋市中央公民館

テーマ：新会社法について

講師：金子 昭 会員

参加者：石塚康生、大塚亜紀雄、金子昌夫、河井成夫、北賢治、小島和久、佐藤昭保、佐藤光生、鈴木伸一、  
鶴岡義明、中嶋清介、西村豊、原弘行、林久雄、藤江隆平、横山貞夫、  
若月英司、小柳陽平

### 1. 新会社法で変わる会社の種類

現行の制度と新会社法による制度との違い

### 2. 新会社法の主な改正点

株式会社制度と有限会社制度との統合

最低資本金制度の見直し

組織再編行為に係る規制の見直し

株式・新株予約権・社債制度の改善

株主に対する利益還元方法の見直し

取締役の責任に関する規定の見直し

株主代表訴訟制度の合理化

大会社における内部統制システム構築の基本方針決定の義務化

会計参与制度創設

会計監査人の任意設置の拡大

合同制度の創設

### 3. 新会社法下で可能な機関設計

- ・ 株主総会・取締役・取締役会・監査役・監査役会・会計監査人・3委員会・会計参与
- ・ 非公開会社(大会社、大会社以外)・公開会社(大会社、大会社以外) **39種類の組合せが可**  
**事例研究「特例有限会社として存続すべきか、また、役員構成をいかにすべきか」**

## ISO コンサルティング研究会

### 2 月度

平成18年2月19日(日) 13:30~16:30

船橋市海神公民館

テーマ：ISO9001 / ISO13485 / 厚生労働省令169号の対比説明

ISO9001 を活用した中小企業の経営改善

講師：河合成夫 会員、眞武清志 会員

近江堅一 会員

参加者：近江堅一、川崎秀雄、宇賀田登茂男、河合成夫、林久雄、眞武清志、鶴岡義明、林堯夫、金子昌夫、  
若月英司

1. IS09001 / IS013485 / 厚生労働省令 169号の対比説明

製品実現（製造及びサービス提供、監視機器及び測定機器の管理）  
測定、分析及び改善

2. IS09001 を活用した中小企業の経営改善

3. 当研究会会長の交替

川崎秀雄会長より次期当研究会会長に近江堅一会員を推薦したい旨申し出であり、出席者全員の賛同により了承された。

## 役員会

### 第8回 役員会

平成 17 年 11 月 5 日(土) 12:30 ~ 14:00

場 所 船橋中央公民館

参加者 原 弘行、若月英司、河井成夫、佐藤昭保、鶴岡義明、藤江隆平、吉谷健二、西村 豊、  
北 賢治、小島和久、中嶋清介

1. 千葉県の第三者評価の進展と千葉県会の対応について
2. 県会報の今後の作成方法について
3. 北関東フォーラムの考察
4. 日本プライベートエクティティ(株)からの協力依頼について
5. その他

### 第9回 役員会

平成 17 年 12 月 17 日(土) 10:00 ~ 12:00

場 所 (株)パソナ千葉支社 会議室

参加者 原 弘行、若月英司、河井成夫、佐藤昭保、鶴岡義明、染谷文夫、林 久雄、鈴木伸一、西村 豊、  
吉谷健二、北 賢治、中嶋清介

1. 会長報告
  - 1) 平成 18 年度選挙制度の変更について
  - 2) 三会同研修会の経過について
  - 3) (株)パソナ「フォーチュンクラブセミナー」について
2. 千葉県の「第三者評価」の進展と千葉県会の対応について
3. その他
  - 1) 平成 17 年度上期の外部提携機関との活動状況について
  - 2) 県会報と県会 HP の現状について

## 第10回 役員会

平成18年2月12日(日) 12:30～14:00

場 所 船橋中央公民館

参加者 原 弘行、若月英司、河井成夫、藤江隆平、林 久雄、鶴岡義明、吉谷健二、佐藤昭保、西村 豊、  
鈴木伸一、小島和久、小塚彦明、北 賢治

1. 千葉県の第三者評価機関モデル事業について
2. 「パソナグループ職博」開催(2/25)の件

## 第11回 役員会

平成18年3月11日(土) 12:30～14:00

場 所 船橋市中央公民館

参加者 原 弘行、若月英司、河井成夫、鶴岡義明、鈴木伸一、中嶋清介、佐藤昭保、林 久雄、  
西村 豊、小島和久、藤江隆平

1. 次期役員(平成18・19年)の選出について
  - (1) 選挙管理委員会委員の選任について  
千葉県会役員選挙規則第3条により、次の会員が選任された。  
委員長 藤江隆平、事務局長 若月英司  
委員 河井成夫、鶴岡義明、佐藤昭保、林 久雄、西村 豊 以上7名
  - (2) 立候補者は4月14日までに事務局長あて立候補届けを提出することとした。
2. 第51回定時総会資料作成について  
資料作成の役割分担を決定した。



## 研修会の予定

### 4月 月例研修会開催のお知らせ

開催日 平成18年4月22日(土) 場 所 船橋市中央公民館  
テーマ やさしいホームページの作り方のポイント  
講 師 (有)まちづくりねっと 取締役福澤友裕先生 時 間: 14:00~16:30(質疑時間を含む)

今やホームページは身近なものとなってきました。しかし、自分で立ち上げ、それを更新していくとなるとなかなか実行に移すことができない人が多いのではないのでしょうか? そこで4月月例研修会は自分でHPを作る方法や更新する方法、持つことのメリットをわかりやすく紹介します。

### ISO コンサルティング研究会開催のお知らせ

開催日 平成18年5月21日(日) 場 所 船橋海神公民館 第1集会室  
講 師 近江堅一 会員 時 間: 13:30~16:30  
テーマ ISOを活用した中小企業の経営改善(仮題)

## 平成 17 年度千葉県会第 1 回選挙管理委員会議事録

平成 18 年 3 月 17 日  
千葉県会選挙管理委員会  
事務局 若月英司

1. 日 時 平成 17 年 3 月 11 日 (土) 13:00 ~ 13:30

2. 場 所 船橋市中央公民館 体レク室

3. 出席者 藤江隆平委員、河井成夫委員、佐藤昭保委員、鶴岡義明委員、林 久雄委員、  
西村 豊委員、若月英司委員

4. 議 題

平成 17 年度第 11 回役員会において、千葉県会役員選挙規則第 3 条 ( 1 ) の規定に基づき会長より委  
嘱された 上記委員により下記議題について議決した。

( 1 ) 委員長の選任

千葉県会役員選挙規則第 3 条 ( 4 ) の規定に基づき、委員の互選により藤江隆平  
委員を委員長に選任。

( 2 ) 平成 18 年度、19 年度役員選挙について

スケジュール

- ・ 3 月発行の県会報にて、役員立候補者を募集。立候補者は 4 月 14 日まで、  
選挙管理委員会事務局宛に県会報掲載の様式に必要事項を記載の上届出する。
- ・ 事務局は立候補届を取りまとめ、4 月 22 日開催の第 2 回選挙管理委員会に  
報告する。
- ・ 委員長は、4 月 22 日開催の平成 18 年度第 1 回役員会において、役員候補者  
名簿を県会長に提出する。

県会報記載の役員立候補応募様式

前回応募様式に準ずる。広報担当鈴木伸一会員に依頼済み。

以上

平成 18 年 3 月 17 日

(社)日本経営士会  
千葉県会会員 各位

(社)日本経営士会 千葉県会  
千葉県会 選挙管理委員会  
委員長 藤 江 隆 平

## 平成 18 ・ 19 年度千葉県会役員選挙について

千葉県会会報 第 7 2 号でご案内致しましたとおり、平成 18 年度は役員改選の年となります。  
選挙管理委員会では、千葉県会役員選挙規則第 4 条第 1 項により、立候補を受け付けます。  
入会年次は関係ありません。若い会員にこそ、ぜひ立候補して千葉県会の役員として活躍してほしいと思  
います。

### 千葉県会役員立候補届出要領

- 立候補には、平成 18 年 1 月 1 日現在、千葉県会所属会員であることが必要です。
- 平成 18 年 1 月 1 日現在、当該年度までの会費未納会員は、役員候補権を有しません。
- 選挙管理委員も立候補ができます。
- 立候補の届出は、下記「立候補届出書」により、必ず郵送をもって行い、平成 18 年 4 月 14 日消印で  
締め切ります。
- 送付先は、選挙管理委員会事務局 若月 英司宛です。

〒263-0042 千葉市稲毛区黒砂 3 - 4 - 9

---

## 平成 18 年度千葉県会役員立候補届出書

選挙管理委員会事務局 若月 英司 宛

月 日

立候補者氏名	印	現 職	
住 所	〒		
生 年 月 日	19 年 月 日 ( 歳 )	入会年月	年 月